七　クロルプロマジンを有効成分とするもの
八　ゲンチアナバイオレットを含有するもの
九　ジエチルスチルベストロールを有効成分とするもの
十　ジメトリダゾールを有効成分とするもの
十一　ニトロフラゾンを有効成分とするもの
十二　ニトロフラントインを有効成分とするもの
十三　フラゾリドンを有効成分とするもの
十四　フラルタドンを有効成分とするもの
十五　マラカイトグリーンを有効成分とするもの
十六　メトロニダゾールを有効成分とするもの
十七　ロニダゾールを有効成分とするもの

（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正）

第二条　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	
別表第４（第６条から第８条まで関係）	
医薬品	医薬品使用対象動物
（略）	（略）
クロルプロマジンを有効成分とするもの	（略）
ゲンチアナバイオレットを含有するもの	対象動物
（略）	（略）

使用禁止用途
（略）
（略）
食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
（略）

改正前	
別表第４（第６条から第８条まで関係）	
医薬品	医薬品使用対象動物
（略）	（略）
クロルプロマジンを有効成分とするもの	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

使用禁止用途
（略）
（略）
（新設）
（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第二条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改正後
（輸入の確認を要しない数量等）
第百七十九条の四　法第五十六条の二第三項第二号の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。
一　（略）
二　獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用するために携帯品として輸入する医薬品（その使用に当たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいもの並

改正前
（輸入の確認を要しない数量等）
第百七十九条の四　法第五十六条の二第三項第二号の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。
一　（略）
二　獣医師又は飼育動物診療施設の開設者が、対象動物の疾病の診断、治療又は予防の目的で自ら使用するために携帯品として輸入する医薬品（その使用に当たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいもの並